

資 料

遠軽町環境基本計画の諮問・答申

平成22年3月23日

遠軽町環境審議会

会長 伊藤 榮三 様

遠軽町長 佐々木 修一

遠軽町環境基本計画（案）について（諮問）

遠軽町環境基本条例第8条第3項及び第25条第2項に基づき、遠軽町環境基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

平成22年3月31日

遠軽町長 佐々木 修一 様

遠軽町環境審議会

会長 伊藤 榮三

遠軽町環境基本計画（案）について（答申）

遠軽町環境基本条例第25条第2項の規定に基づき、遠軽町環境基本計画の策定について、審議を行ってきました。審議にあたりましては、町民としての立場や幅広い観点と広い視野に立ち、意見・提案を行いながら多角的な面から計画全般について審議を進めました。

今回、提出されました「遠軽町環境基本計画（案）」は、各委員よりいただいた意見等が反映された計画であり、町民・事業者及び町が協働して『豊かな森林と清流を後世に引き継ぎ、自然と共生・共存するまち』を目指し、環境施策に取り組んでいこうとする町の姿勢に対し、評価できるものであります。

今後、計画の推進にあたりましては、町民等への普及啓蒙を行うとともに、常に環境に関する情報を収集し、社会状況の変化に応じた計画の推進を図り、協働により環境施策が進められていくことを期待いたし、答申します。

○遠軽町環境基本条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 115 号

目次

前文	
第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)	
第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策	
第 1 節 環境基本計画(第 8 条)	
第 2 節 町が講ずる環境の保全及び創造のための施策等(第 9 条—第 22 条)	
第 3 節 地球環境保全のための施策(第 23 条・第 24 条)	
第 3 章 審議会その他の合議制の機関(第 25 条)	
附則	

オホーツク地域は、さわやかな空気、清らかな水、広大な緑の大地、そこに息づく様々な野生生物等豊かで優れた自然環境に恵まれた地域であり、この自然の恵みの下に、北国らしい生活を営み、個性ある文化を育ててきた。

人類の存続基盤として欠くことのできない環境は、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つものであり、これまでのような大量生産、大量消費及び大量廃棄型の社会経済活動を続けていくことは、私たちを取り巻く地域の環境のみならず地球全体の環境をも脅かすものであることが広く理解されてきた。

私たちは、健康で文化的な生活を営むため、良好で快適な環境の恵みを受取る権利を有するとともに、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、良好で快適なものとして将来に引き継ぐ責務を有している。このため、私たちは、環境への負荷が人の様々な活動から生じているということを中心に留め、自らの行動を負荷の少ないものに変えて行き、社会経済構造の在り方や生活様式を見直すことが求められており、自然との関わりの中で育まれてきた先人の豊かな知恵や、現代に生きる私たちが見落としてきたものを大切に使い回していくといった生活の知恵に学びながら、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない社会を築いて行くことが必要である。

また、都市化の進展により身近な自然が減少する中で、自然とのふれあいや快適な環境づくりへの関心が高まってきており、失われた自然を回復し、オホーツクの風土にふさわしい、うるおい、やすらぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる快適な環境の積極的な創造に取り組むことが重要である。

このような考え方に立って、良好な環境を保全し、快適な環境を維持し、及び創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型の社会をつくり上げるため、町民の総意として遠軽町環境基本条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について、基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当な範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である限りある環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって確保されるよう適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、地域での取組として進められるとともに、国際的な協力の下に推進されなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、環境の保全及び創造に関する町の自然的社会的条件に応じた総合的

かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止又は自然環境の適正な保全のために、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう製品の開発、廃棄物の減量等に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(施策等の公表)

第7条 町長は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な推進を図るため、遠軽町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の

保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、遠軽町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 町が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(町の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 町は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全に十分配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第10条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。

(1) 公害を防止するため必要な規制の措置

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、町は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する協定の締結)

第11条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全及び創造に関する必要な協定を締結するよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第12条 町は、事業者又は町民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があるときは、適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、事業者又は町民が自ら環境への負荷の低減に努めるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査等を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、町民の理解の下に、その措置を講ずるよう努めるものとする。(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第13条 町は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備その他環境の保全及び創造に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び

健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第 14 条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう努めるものとする。

2 町は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう努めるものとする。
(町民の意見の反映)

第 15 条 町は、環境の保全及び創造についての施策に町民の意見を反映させるため、環境の保全及び創造についての施策の在り方等について、町民から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。
(環境の保全及び創造に関する学習の推進)

第 16 条 町は、事業者及び町民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう環境の保全及び創造に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全及び創造に関する学習の推進を図るものとする。
(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第 17 条 町は、事業者、町民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。
(情報の提供)

第 18 条 町は、事業者及び町民に対して、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。
(調査の実施)

第 19 条 町は、環境状況の把握に関する調査並びに環境の保全及び創造に関する施策に必要な調査を実施するものとする。
(監視等の実施)

第 20 条 町は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験、検査等について各関係機関と連携

し、その実施に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 21 条 町は、環境の保全及び創造を図るために、広域的な取組が必要とする施策について、国、北海道及び他の地方公共団体と協力して、積極的にその推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 22 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 節 地球環境保全のための施策

(地球環境保全の推進)

第 23 条 町は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境の保全の推進体制の整備)

第 24 条 町は、事業者及び町民との協力により、地球環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

第 3 章 審議会その他の合議制の機関

(審議会その他の合議制の機関)

第 25 条 町の環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、遠軽町環境審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に答申するものとする。

4 審議会は、委員 10 人をもって組織する。

5 委員は、環境に関し識見を有する者及び公募による者のうちから町長が委嘱する。

6 審議会の会議は、審議する内容が公開することに適しないと認めるものを除き、原則公開とする。

7 委員の任期は、町長の諮問を受け調査審議し、答申をもって終了とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

環境基本計画策定の経緯

平成21年 6月 3日	第1回環境施策庁内検討委員会 ・環境基本計画策定の基本的事項及びスケジュールの確認
平成21年 6月 5日	第1回環境審議会 ・環境基本計画策定の諮問、審議事項、基本的事項及びスケジュールの確認
平成21年 7月28日	第2回環境施策庁内検討委員会 ・環境基本計画の基本的事項・現状と課題等について検討
平成21年 7月30日	第2回環境審議会 ・環境基本計画の基本的事項・現状と課題等について検討
平成21年11月11日	第3回環境施策庁内検討委員会 ・環境基本計画（素案）について検討
平成21年11月16日	第3回環境審議会 ・環境基本計画（素案）について審議
平成22年 1月20日	第4回環境審議会 ・環境基本計画（素案）について審議
平成22年 1月25日～ 2月19日	パブリックコメントの実施
平成22年 3月23日	遠軽町環境基本計画（案）について諮問 第5回環境審議会 ・環境基本計画（案）について
平成22年 3月31日	遠軽町環境基本計画（案）について答申

遠軽町環境審議会委員名簿

役 職	所 属 等	氏 名
会 長	遠軽町フラワーマスター連絡協議会 会長	伊 藤 榮 三
委 員	遠軽町自治会連絡協議会 会長	遠 藤 富 男
委 員	遠軽町小中学校校長会（南小学校 校長）	岩 渕 隆 志
委 員	遠軽商工会議所女性会	高 橋 孝 子
委 員	遠軽町女性団体協議会	熊 倉 幸 子
委 員	オホーツク森林レスキュー 代表	渡 部 敏 雄
委 員	指導林家（ボランティアレンジャー）	佐 野 亮 二
委 員	（社）北海道環境保全協会 理事	稲 田 光 男
委 員	公募委員	松 村 隆 一
委 員	公募委員	谷 口 智 巳

用語解説集 【五十音順】

アメニティー

豊かな緑、さわやかな空気、静けさ、清らかな水辺、美しい街並み、歴史的な雰囲気など、身の回りのトータルな環境の快適さのこと。

ウォームビズ／クールビズ

地球温暖化防止のため、事務所などの室温を20℃にした場合でも、温かく効率よく働けるように取り組むために表現した、秋冬のビジネススタイルをウォームビズという。一般的には、重ね着や温かい食事を摂るなどがあげられる。クールビズはその逆で、暑い中でも涼しく働けるようにするビジネススタイルのこと。ネクタイを外したり上着を脱ぐなどがあげられる。なお、家庭での同様な取り組みもウォームビズ／クールビズと一般的にいう。

エコツアー

エコ（エコロジーを略した言葉。環境や自然、生き物の生きている状態や仕組みのこと。）とツアー（旅行）の二つを組み合わせで作られた言葉で、自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさすことで、関係する様々な機関がドライバーに呼びかけている。主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤの空気圧の点検などがあげられる。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。温室効果ガスにより地球の平均気温は15℃に保たれているが、仮にこのガスがないと-18℃になってしまう。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素のほかHFC類、PFC類、SF₆が削減対象の温室効果ガスと定められた。

カーボンオフセット

二酸化炭素を相殺するという意味で、日常生活や経済活動によって排出される二酸化炭素を、植樹・再生可能なエネルギーの利用などの温室効果ガス削減活動を通じて差し引く、又は帳消しするということ。クリーンエネルギーの開発、森林保護、植林といった事業に投資するなどの方法がある。

環境教育

持続可能な生活様式や経済社会システムを実現するために、各主体が環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度及び環境問題解決に資する能力を育成することが重要で、幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対応して推進しつつ、学校・地域・家庭・職場・野外活動の場等、多様な場において互いに連携を図りながら、総合的に推進するもの。

環境負荷

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。

協働

複数の主体（ここでは、町民・事業者及び町をさす。）が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。

クリーン農業

環境との調和に配慮し、安全で良質な農産物を生産・提供すること。化学肥料や化学農薬の使用が少ないクリーンな農産物を生産すること。

3R（さんアール又はスリーアール）

ごみを出さない、一度使って不要になった製品や部品を再び使う、出たごみはリサイクルするという廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse=再使用）」「リサイクル（Recycle=再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

自然環境が有する多面的機能

森林や河川には、生物多様性保全機能、土砂災害防止機能、水源涵養機能、土壌保全機能、レクリエーション機能、文化機能、物質生産機能など、環境保全に必要な機能を有していること。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会、天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。

循環型農業

循環型農業とは、農業に用いられる肥料や農薬、農具などを循環利用するものである。農業、家庭などで出る廃棄物を肥料に利用したり、農業で出るごみを循環利用したりすることは、持続可能な農業となる。

森林バイオマス

バイオマスとは、Bio（生物）と Mass（量）を合わせた言葉で、生産量や生物の現存量などのことで、森林から発生する幹や枝などのことを森林バイオマスという。現在、幹の一部は製材用として利用されているが、製材用に適さない細い木や枝など、未利用の資源を活用してバイオマス・エネルギーに変えることが進められている。

絶滅危惧種

さまざまな要因により個体数が減少し、絶滅の危機に瀕している種・亜種を指す。進化の過程では絶滅することも自然のプロセスだが、今日の絶滅は、自然のプロセスとはまったく異なり、さまざまな人間活動の影響のもと、かつてない速さと規模で進んでおり、絶滅の防止は地球環境保全上の重要な課題となっている。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。近年、産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇（温暖化）が進んでいる。海面上昇、干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

地球環境問題

人類の将来にとって大きな脅威となる、地球規模あるいは地球的視野にたった環境問題。地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、開発途上国の公害、酸性雨、砂漠化、生物多様性の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動などの問題が認識され、かつ取り組まれてきている。

地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味することで、食品に対する安全・安心志向の高まりや食品輸送等による環境負荷の軽減（フードマイレージの低減）などの面で注目されるようになり、伝統的な農産物や食文化の復権といった意味合いで用いられる。土地の食材がそこに住む人の健康にとってよいという「身土不二」の思想や、イタリアの食文化保存・復権運動であるスローフードの運動などと関連して用いられることも多い。

リサイクル

ごみを原料（資源）として再利用すること。「再資源化」や「再生利用」といわれることもある。具体的には、使用済みの製品や生産工程から出るごみなどを回収したものを、利用しやすいように処理し、新しい製品の原材料として使うことを指す。

狭義には、新製品に使う原料として再資源化（再生利用）する「マテリアルリサイクル（原料リサイクル）」を意味する概念として限定的に用いられる。広義には、ごみを燃やして、その際に発生する熱をエネルギーとして利用する「サーマルリサイクル（熱回収）」を含めた概念として用いられる。さらに広義には、使用済み製品からまだ使える部品を取り出し、新製品に組み込む「部品のリユース（再使用）」を含めてリサイクルと呼ばれることもある。

リデュース

ごみを出さないこと。「ごみの発生抑制」ともいわれる。生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすことを指す。具体的には、原材料使用量を減らすような製品設計上の工夫をしたり、製品の寿命を長くしたり、生産工程での歩留まり（原材料に対する製品の比率）を上げたりすることで、ごみの発生を抑えることができる。消費者が製品を長く使うこともリデュースのひとつである。

リユース

一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うこと。具体的には、不要になったがまだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器などを回収して修理したり洗浄してから、再び製品や部品、容器などとして使う場合がある。

レッドデータ

絶滅のおそれのある野生生物の情報のこと。これをとりまとめた本をレッドデータブックという。日本では、1991年に「日本の絶滅のおそれのある野生生物」というタイトルで環境庁（現：環境省）がレッドデータブックを作成し、2000年からはその改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されている。また、ほとんどの都道府県において、都道府県版のレッドデータブックが作成されているかあるいは作成準備中である。また、作成者を表すため環境省版 RDB、都道府県版 RDB などといわれることが多い。

遠軽町の絶滅のおそれのある野生生物の情報(レッドデータ)

鳥 類	カテゴリー	遠軽	生田原	丸瀬布	白滝
クマガラ	Vu	○	○	○	

魚 類	カテゴリー	遠軽	生田原	丸瀬布	白滝
オシロコマ	R	○	○	○	○
エゾウグイ	N	○	○	○	
ハナカジカ	N		○		

植 物	カテゴリー	遠軽	生田原	丸瀬布	白滝
クロミサンザシ	Cr	○			
シラネアオイ	Vu	○			
フクジュソウ	Vu	○	○		
アカンカサスゲ	R	○			
イワカゲワラビ	R	○			○
エゾママコナ	R	○			
カラフトイバラ	R	○			
カラフトモメンヅル	R	○			
マルバチャルメルソウ	R	○	○	○	
ミヤマママコナ	R	○			
クシロワチガイソウ	Vu		○	○	
アカンスゲ	R		○		
ツクモグサ	Cr			○	○
スガワラビランジ	En			○	
リシリゲンゲ	En			○	
リシリビヤクシン	En			○	
キタミフクジュソウ	Vu			○	○
ジンヨウキスミレ	Vu			○	○
ユウバリリンドウ	Vu			○	
エゾコザクラ	R			○	○
オクエゾサイシン	R			○	
オクエゾナズナ	R			○	
オニク	R			○	○
カラフトメンマ	R			○	○
クマモタンポポ	R			○	
クロミノハリスグリ	R			○	
コマクサ	R			○	○
ダイセツトリカブト	R			○	○
チシマゲンゲ	R			○	○
チシマリンドウ	R			○	
トカチオウギ	R			○	
ヒメイトツツジ	R			○	○
ミヤマイワデンダ	R			○	
ミヤマシオガマ	R			○	
ミヤマフタバラン	R			○	
リシリオウギ	R			○	
ソウナンナズナ	Cr				○
コイチヨウラン	En				○
エゾオヤマノエンドウ	Vu				○
アリドオシラン	R				○
エゾミヤマソモソモ	R				○
コスギラン	R				○
タカネイ	R				○
タカネシオガマ	R				○
ミヤマヒカゲノカズラ	R				○
ムシトリスミレ	R				○
ムラサキモメンヅル	R				○

地域別情報

種 類	遠軽	生田原	丸瀬布	白滝
鳥 類	1種	1種	1種	0種
魚 類	2種	3種	2種	1種
植 物	10種	4種	26種	22種
計	13種	8種	29種	23種

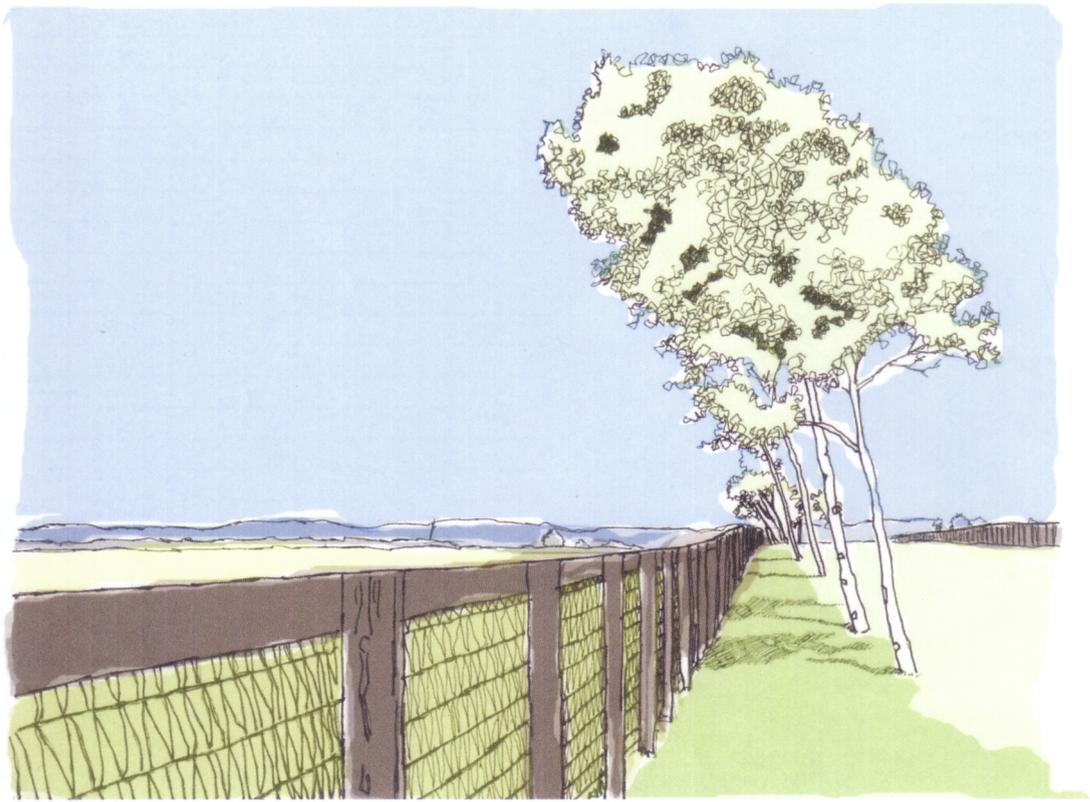
カテゴリー別情報

遠軽町レッドデータ該当種

1	絶滅種 (Extinct)	Ex	0種
2	野生絶滅種 (Extinct in the Wild)	Ew	0種
3	絶滅危機種 (Critically Endangered)	Cr	3種
4	絶滅危惧種 (Endangered)	En	4種
5	絶滅危急種 (Vulnerable)	Vu	8種
6	希少種 (Rare)	R	34種
7	地域個体群 (Local Population)	Lp	0種
8	留意種 (Noteworthy)	N	2種
		計	51種

北海道レッドリスト H13.5.10改訂
(北海道環境局自然環境課)

レッドデータブックとは
絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本のこと、国際自然保護連合 (IUCN) という団体が、1966年に初めて発行しました。そこには、世界的な規模で絶滅のおそれのある野生生物と、その生息状況が解説されています。レッドという言葉は、例えばレッドカードやレッドゾーンなどのように、危険な、危機的なというイメージを連想させます。初期のレッドデータブックはルーズリーフ形式のもので、もっとも危機的なランクに選ばれた生物の解説は、赤い用紙に印刷されていました。その後IUCNからは順次改訂版が発行されていて、また、いくつかの国からはその国のレッドデータブックも発行されています。
日本でも、1991年に「日本の絶滅のおそれのある野生生物」というタイトルで環境庁 (今の環境省) がレッドデータブックを作成し、2000年からはその改訂版が順次発行されています。
さらに、全国的には絶滅のおそれがないものでも、ある地域では絶滅の危険があるなど、野生生物の生息状況はその地域によって違うため、各都道府県がそれぞれの地域のレッドデータブックを作成しています。
北海道でも1994年に北海道版レッドデータブックの作成を始め、2001年に「北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック2001」を発行しました。



画 佐々木真哉

遠軽町環境基本計画 平成22年6月発行

発行 北海道遠軽町

編集 遠軽町民生部住民生活課 総務部ジオパーク推進課

〒099-0492 北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目

電話 0158-42-4811 (代表) FAX 0158-42-3688

E-mail jumin@engaru.jp

HP <http://engaru.jp/>
